資料①:検討会について 等

薬害を学び再発を防止するための教育に関する検討会開催要綱

1 概要

若年層が医薬品に関する基本的知識を習得し、薬害事件を学ぶことにより、医薬品に関する理解を深め、健康被害の防止等に資するため、中学生用教材の在り方について検討するとともに、薬害に関する資料の収集、公開等を恒常的に行う仕組みについて検討することとし、厚生労働省医薬食品局長の下、有識者の参集を求めて検討会を開催する。

2 検討事項

- (1) 医薬品に関する教育の現状
- (2) 中学生用教材の在り方や内容
- (3) 教材の活用
- (4)薬害に関する資料の収集、公開等を恒常的に行う仕組み(いわゆる薬害研究資料館など)

3 構成員

別紙

4 その他

- (1)検討会に座長を置く。
- (2) 医薬食品局長は、必要に応じ、構成員以外の有識者の参加を求めることができる。
- (3)検討会の事務局は、厚生労働省医薬食品局総務課医薬品副作用被害対策室が務める。
- (4)検討会は原則公開とする。
- (5) 本要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、検討会において定める。

名 簿

大杉 昭英 国立大学法人岐阜大学教育学部教授

ますこ 倉田 雅子 納得して医療を選ぶ会事務局長

^{まっし} 栗原 敦 MMR被害児を救援する会事務局長

小林 英夫 くすりの適正使用協議会コミュニケーション部会部会長

高橋 寛 秋田県薬剤師会常任理事

たかはし ひろゆき 高橋 浩之 国立大学法人千葉大学教育学部教授

てしま かずみ 手嶋 和美 薬害肝炎訴訟原告団

はない じゅうご 花井 十伍 NPO法人ネットワーク医療と人権理事

^{まがき まゆみ} 望月 眞弓 慶應義塾大学教授

た。 なみ こ 矢倉 七美子 財団法人京都スモン基金理事長

(計11名 五十音順 敬称略)

「薬害を学び再発を防止するための教育に関する検討会」について

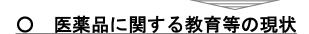
- 薬害肝炎検証・検討委員 会の最終提言
- 〇 被害者団体の意見

- 学習指導要領(中学校・高等学校)
- 〇 これまでの取組
 - ・ 被害者団体による啓発 活動
 - 医薬品適正使用に関する啓発資料、活動
 - 学校、薬剤師会による 自主的取組 等

薬害を学び再発を防止するための 教育に関する検討会

(ねらい)

- ・ 医薬品の適正使用、安全性に関する知識・関心
- 薬害事件、健康被害に関する学び
- 健康被害の防止
- ・差別・偏見の解消
- 行政、企業、市民の社会的責任に関する理解
- 関係者の意識改革



- 〇 中学生用教材のあり方、内容
- 〇 教材の活用
- 薬害に関する資料の収集、公開等を恒常的に行う仕組 み(いわゆる薬害研究資料館など)

材 の 作 成

教

- ※ 平成 22 年度予算では、 教材の作成・発送等のため、約1,300万円を計上
- ※ 「薬害研究資料館な ど」については、平成2 3年度以降に向けて議 論。

被害者も参加

検討の主な流れ(当面のイメージ)

第1回 7月23日(金)10:00~12:00予定

- 〇 検討会の開催について
- 医薬品・薬害に関する教育の現状等について
- 〇 「当面の検討事項(案)」について

第2回 8月30日(月)17:30~19:30予定

- 教材に盛り込むべき事項・構成について①
 - ヒアリング(薬害被害者、教育現場等)

第3回 9月中旬

○ 教材に盛り込むべき事項・構成について②

第4回 9月下旬~10月上旬

- 〇 教材に盛り込むべき事項・構成について③(とりまとめ)
- 教材の使い方について

10月以降

- 〇 教材の原案について
 - → 平成22年度中に教材を作成、配布
- 薬害に関する資料の収集、公開等の仕組みについて

薬害再発防止のための医薬品行政等の見直しについて (最終提言)」 (平成22年4月28日)抜粋

薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための 医薬品行政のあり方検討委員会

第4 薬害再発防止のための医薬品行政等の見直し

- (6) 基本的な考え方
- ③ 薬害教育·医薬品評価教育

(略)

・ また、薬害事件や健康被害の防止のためには、専門教育としてだけではなく、初等中等教育において薬害を学ぶことで、医薬品との関わり方を教育する方策を検討する必要があるほか、消費者教育の観点から、生涯学習として薬害を学ぶことについても検討する必要がある。このため、学習指導要領に盛り込まれるよう関係者が努力すべきであり、また、例えば、学校薬剤師等による薬物乱用対策等の教育活動等を参考にしつつ、各種メディアの活用なども含めた、医薬品教育への取組を行うこと等を関係省で連携して検討すべきである。

④ 薬害研究資料館の設立

・ すべての国民に対する医薬品教育を推進するとともに、二度と薬害を 起こさないという行政・企業を含めた医薬関係者の意識改革にも役立ち、 幅広く社会の認識を高めるため、薬害に関する資料の収集、公開等を恒 常的に行う仕組み(いわゆる薬害研究資料館など)を設立すべきである。 (略)